

あなたの世帯が下記に該当する場合は担当課での手続きが必要です。
(離婚用) 令和5年4月1日

該当項目	<input checked="" type="checkbox"/>	窓口番号	担当課名	手続きの名称	必要なもの
国民年金に第3号被保険者として加入している方。		⑨	保険年金課 又は支所		年金手帳又は基礎年金番号通知書(お持ちの場合)、マイナンバーカード、戸籍謄本(又は離婚届受理証明書)及び被扶養者資格喪失証明書 内線2336・2339
元配偶者が婚姻期間中に厚生年金に加入している(していた)場合、「離婚時の年金分割制度」を申請できる場合があります(離婚後2年以内に手続きが必要)。詳しくは日本年金機構藤沢年金事務所(電話 0466-50-1151)にご相談ください(このことに関するリーフレットは保険年金課年金担当(9番窓口)にも置いてあります)。					
障害基礎年金の子の加算額をもらっている方が、その子どもと生計を別にする場合。		⑨	保険年金課	障害基礎年金の加算不該当届	担当課へお問い合わせください。 内線2336・2339
加入していた健康保険の資格を喪失した方。		⑩	保険年金課 又は支所	国民健康保険加入の手続き	担当課へお問い合わせください。 内線2327・2380
子どもの家を利用(登録)している方が氏に変更があった場合。		⑳	青少年課	子どもの家入所児童住所等変更届の提出 ※指定管理の子どもの家を利用(登録)している場合は、直接施設にお問い合わせ下さい。	
子どもひろばを利用(登録)している方が氏に変更があった場合。		㉑	青少年課	子どもひろば及び子どもの家臨時利用児童住所等変更届の提出 ※指定管理の子どもひろばを利用(登録)している場合は、直接施設にお問い合わせ下さい。	
マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方で氏に変更があった場合。		㉓	市民課 又は支所	券面記載事項変更の届	マイナンバーカード 住民基本台帳カード
18歳未満のお子さんを養育している方。		㉔	こども相談課	ひとり親等医療費助成の受給の手続き、又は小児医療費助成の内容変更の手続き	担当課へお問い合わせください。 内線2375・2658
18歳未満(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。児童に障害がある場合は20歳未満)のお子さんを養育している方。		㉕	こども相談課	児童扶養手当認定の手続き (条件があります) →支所では手続きできません。	担当課へお問い合わせください。 内線2658
市立の小中学校に就学するお子さんがいる世帯で経済的理由により就学にお困りの場合。		※右枠参照	学務課	就学援助費交付申請手続き (所得制限があります)	※申請書等の詳細は、市ホームページをご確認ください。なお、次のページからダウンロード可能です。 「ホーム>教育・文化・スポーツ>教育>就学支援・手続き>就学援助制度について」 申請方法はe-KANAGAWAによる電子申請若しくは郵送となります。 ご不明点は、担当課へお問い合わせください。 0467-61-3796(直通)
市営住宅に入居している方。		本庁舎 4階	都市整備 総務課	市営住宅明渡し又は承継、世帯員変更の手続き	都市整備総務課住宅担当にお問い合わせください。 0467-61-3679(直通)

※住民票の世帯は、離婚届を提出されても分離はされません。配偶者であった方と同一世帯である方で、世帯を分離される場合には市役所及び各支所にて世帯分離の手続きを行ってください。(担当課 市民課) 問い合わせ… 鎌倉市役所 0467(23)3000